

## 見守り 新鮮情報

引越業者に荷造りを任せて**引越し**をした際、有名作家が作った一点ものの**陶器**の縁が**欠けて**しまった。引越業者は責任を認めて**弁償**するというので、約4万円と申告したが、事業者が提示した**金額**はずいぶん**少なかった**。事前に貴重な陶器作品とは**申告していない**が、有名作家が作ったので今購入したらもっと高額である。納得できない。

(60歳代)



# 引越しの際の破損・紛失 トラブルに気を付けて

## ひとこと助言

あらかじめ  
申告しよう!



見守るくん

- 引越しの際に「荷物が破損した」「紛失した」といった相談が寄せられています。引越しの契約には、国が定めた標準引越運送約款か国土交通大臣の認可を得た事業者独自の約款が使用され、契約内容は原則、契約した際の約款の記載に従うことになります。契約の際は、約款をよく確認しましょう。
- 貴重品や壊れやすいものなどはあらかじめ事業者に申告しましょう。
- 破損や紛失があった場合、荷物の引き渡し後3カ月以内に申し出ないと事業者の責任が消滅します。引越し完了後は、すぐに荷物の状態を確認することが大切です。
- 損害賠償が受けられる場合も、購入時の価格が補償されるわけではないことを認識しましょう。
- 困ったときは、お住まいの自治体の**消費生活センター**等にご相談ください(消費者ホットライン188)。

本文イラスト：黒崎 玄

見守り新鮮情報 第444号(2023年2月21日)発行：独立行政法人国民生活センター

### ■問い合わせ■

茨城県消費生活センター 電話：029-225-6445  
常陸大宮市消費生活センター 電話：0295-52-2185(直通)(市役所商工観光課内)  
※月・水・金曜日は消費生活相談員が対応します。